令和元年度台風第19号災害により被害を受けた壬生町商工会員の皆様へ

小規模事業者の事業再建を支援!

令和元年度 被災小規模事業者再建事業

持続化補助金台風 19 号型

令和元年10月の台風第19号により被災(直接的・間接的)した小規模事業者が、商工会の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建と経営計画に沿った販路開拓の取り組みに要する経費の一部を補助するものです。

また、今回の公募においては、特例として、令和元年10月10日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

■ 募集期間

受付開始:令和元年12月17日(火)

受付締切:令和2年1月17日(金) ※当日消印有効

補助事業対象者

被災した事業所が栃木県内にあり、台風第 19 号の災害により直接的・間接的(※1)に影響を受けた小規模事業者(※2)

- ※1. 台風 19 号の災害により自社の事業用資産に損壊等の直接被害を受けた、もしくは 売上減の間接被害が生じた事業者であること。
- ※2. 小規模事業者の定義

商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	2 0 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	2 0 人以下

■ 補助額

補助対象経費の2/3以内【補助上限額200万円】

■問合せ先

壬 生 町 商 工 会

Tel. 0282-82-0475

申請にあたっては経営計画書の作成、商工会の支援が必要です。 締め切りまでに余裕をもって商工会にご相談ください。

被災地型小規模事業者持続化補助金事前記入シート

小規模事業者持続化補助金の活用に向けて、商工会では 下記のようなことをお伺いしながら申請のご支援をいたします。 これから事業の再建に向けて取り組みたい事への想いや 考え方をまとめる際に本シートをご活用ください。

事業の再建に 向けた経営計画 の作成を商工会 が一体となって 支援します。

1	被害状況	について
L.	似古仏儿	にしいし

直接被害 → 罹災証明書等の添付が必須です	
] 間接被害 → 売上減少等を証明する書類(市町発行)の添付が必須です	す
どのような被害があったか前年同月比の売上額等、数値を用いて具体的にご記入下さい。	

2. 事業の再建に向けたプランについて

3. 申請を予定している費用の内訳について

費用の内容	金	額	現時点での支出の有無
		万円	あり(/)・なし
		万円	あり(/)・なし
		万円	あり(/)・なし
		万円	あり(/)・なし
		万円	あり(/)・なし

^{※10}月10日以降に発生した再建のための費用は、遡って補助対象経費として認められますが、補助金の性格上、取引に係る一連の証拠書類は実績報告時に提出が義務付けられています。経費として計上する前に必ず商工会にお尋ねください。

全てご記入されなくても構いません。商工会にご相談ください。